別表第２

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 費目 | 細目 | 内容 | 注意点 |
| 賃金等 |  | ・本事業を実施するために直接必要な業務を目的として、雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 | ・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年９月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。・賃金の単価の設定の根拠となる資料を添付すること。・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当ては認めない。 |
| 事業費 | 通信・運搬費 | ・本事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 | ・切手は物品受払簿で管理すること。・電話等の通信費については、基本料を除く。 |
| 借上料 | ・本事業を実施するために直接必要なパソコン、プリンター等の事務機器及び事務所等の借上経費・現地確認のための自動車の借上経費 | ・レンタルが困難な場合は、リースも対象とする。ただし、補助対象経費は、本事業を実施するために必要な期間に係る経費に限るものとする。 |
| 印刷製本費 | ・本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 |  |
| 消耗品費 | ・本事業を実施するために直接必要な以下の経費・短期間（補助対象事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効力を失う低廉な物品・ＵＳＢメモリ等の低廉な記録媒体 | ・消耗品は物品受払簿で管理すること。 |
| 委託費 |  | ・本事業を効率的に実施するために行う、事務の一部（申請書の記載確認、とりまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費 | ・内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。 |
| 雑役務費 | 手数料 | ・本事業を実施するために直接必要な振込手数料 |  |
| 租税公課 | ・本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙等に係る経費 |  |

注意　１　上記の経費であっても補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合は認めないものとする。

２　補助対象経費は、本事業に対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他事業等の会計と区分することとする。